

令和 2 年 度

第 2 回 浜松市建築審査会

会 議 録

令和 2 年 9 月 2 日

浜松市役所本館 8 階 第 3 委員会室

令和2年度 第2回 浜松市建築審査会 会議録

1 日 時 令和2年9月2日(水) 午前9時30分

2 場 所 浜松市役所本館8階 第3委員会室

3 審議案件等の概略及び審議結果

1. 委員の委嘱

2. 議題

(1) 会長及び会長職務代理者の選任について

- ・会長の互選 (会長 松本 直己 氏)
- ・会長職務代理者の互選 (職務代理者 寒竹 伸一 氏)

(2) 建築許可取扱基準等について

- ・法第56条の2第1項ただし書きによる包括的許可基準の改正

審議結果 承認

(3) その他

- ・建築基準法に基づく包括許可報告
- ・次回開催予定連絡

4 出席者

| | | |
|-------------|-----------|--------|
| *浜松市建築審査会 | 会 長 | 松本 直己 |
| | 委 員 | 藤村 有希子 |
| | 委 員 | 中野 江里香 |
| | 委 員 | 寒竹 伸一 |
| | 委 員 | 若杉 早苗 |
| | 委 員 | 内山 勝徳 |
| | 委 員 | 河合 晴夫 |
| *特定行政庁建築行政課 | 建築行政課長 | 瀧口 克也 |
| | 建築安全グループ長 | 相原 正浩 |
| | 建築安全グループ | 伊達 孝雄 |
| *事務局建築行政課 | 建築行政課長補佐 | 大橋 直哉 |
| | 建築総務グループ長 | 金子 亮太 |

5 傍聴人

なし

6 会議録

1. 委員の委嘱

(新型コロナウイルスへの対応について)
(資料の確認)
(職員及び委員の自己紹介)

委員委嘱式

都市整備部長(代理 都市整備部次長) 挨拶

2. 議題

(1) 会長及び会長職務代理者の選任について

事務局 本来は建築審査会条例第3条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることとなりますが、新規委員による最初の委員会となることから、まだ、会長が決まっておられませんので、この後、選任により会長が決まるまでの間、事務局にて進行役を務めさせていただきます。

それでは、会長の選任を行って参ります。

会長の選任につきましては、建築基準法第81条第1項の規定により、互選で選出することとなっております。委員の皆様で決めていただくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

互選により、松本委員を会長に選出

事務局 会長が決まりました。松本委員よろしくお願ひいたします。この後は、会長が会議の議長として進行していただきます。
まずは、建築基準法第81条第3項により、会長が会議に出席できない時、職務を代理していただく方を互選により皆様で決めていただきます。
それでは、松本委員、会長席へ移動をお願ひいたします。

松本会長挨拶

松本会長 それでは、規定に基づき議長として、進行役を務めさせていただきます。
先ほど、事務局からの説明の通り、会長の職務を代理していただく方を、選出したいと思ひます。どなたか、いかがでしょうか。

互選により、寒竹委員を会長職務代理者に選出

松本会長 続きまして、浜松市建築審査会条例第8条により会議録を作成し、委員2名が署名をすることが規定されておりますので、ここで今回の議事録の署名人を指名させていただきます。
本日の署名人は内山委員と藤村委員にお願ひします。

(2) 建築許可取扱基準等について

- ・法第56条の2第1項ただし書きによる包括的許可基準の改正

松本会長 建築許可取扱基準について、法第56条の2第1項ただし書きによる包括的許可基準の改正がございますので、許可担当より説明をお願いします。

特定行政庁 **資料に基づき、物件について概要説明**

【説明概要】

法第56条の2第1項（日影による中高層の高さの制限）について、既存不適格建築物等以外の建築物により、新たに不適合な日影を生じさせず、かつ、既存不適格建築物等により不適合な日影が生じている各部分の日影時間が長くないものについて、包括的許可を可能とするもの。

ただし、増築等により平均地盤が低下する場合は、増築を行う建築物ごとの地盤面を平均地盤面とする敷地全体の日影において、その建築物が不適合な日影を生じさせないものに限って、当該包括的許可を適用する。

【審議】

松本会長 この件について、ご意見、ご質問等をお願いします。

松本会長 包括的許可、平均地盤面、既存不適格建築物等の専門用語が分かりづらいのではないかと。

特定行政庁 **各用語について説明**

寒竹委員 （改正前の）基準(2)、(3)に記載された図において、日影線が歪んでいないか。

特定行政庁 改正後の図では、歪みがないように表記します。

松本会長 増築により、不適格の日影が図上で大きくなる場合は再許可が必要となるのか。

特定行政庁 法令により再許可は必要である。ただし、実際に生じる日影に問題がなければ、包括的許可が可能である。

松本会長 その他にご意見、ご質問等が無ければ、承認してよろしいですか。

全員承認

事務局 次回、この件についての改正後の包括的許可基準を配布しますので、ご了承くださいませよう願います。

(3) その他

- ・建築基準法に基づく包括許可報告

事務局 前回の審査会（令和2年5月13日）以降、今回の審査会までの包括許可件数は、8件（建築行政課：8件、北部都市整備事務所：0件）でした。許可の内容は、いずれも接道許可に関するものです。

- ・次回開催予定連絡

事務局 今年度も原則、毎月の第1水曜日の午前中の開催としたいと思いますが、よろしいでしょうか？

（毎月第1水曜日の午前9時30分からの開催で決定）

事務局 案件があれば、次回は10月7日（水）本庁5階 51会議室での開催とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

案件がない場合は、2～3週間前迄までにメールにて非開催の連絡をいたします。

松本会長 以上を持ちまして、建築審査会を閉会いたします。

3. 閉会 午前10時30分